

鳥取県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥インフルエンザの影響を受けた養鶏事業者（鳥取県内に養鶏場を有する者に限る。）の経営の継続、早期立て直しに資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、次に掲げる時期までに行わなければならない。

(1) 融資決定がなされた年度

融資実行日から30日を経過する日若しくは融資決定がなされた年度の3月10日のいずれか早い日。なお、融資実行日が当該年度の3月となる見込みのときは、融資見込額により交付申請を行うものとする。

(2) 上記(1)後の年度

毎年4月25日まで

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の申請内容の確認、概算払、精算払及び額の確定の手続きにおける確認事務のため、県は公庫より、様式4号の同意書に記載の情報の提供を受けることができることとし、本補助金の申請者は、同意書を本補助金の交付申請時に県を經由して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」）へ提出するものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(概算払い)

第6条 本補助金については概算払ができるものとし、概算払いを行うときは、原則として以下の区分で行うものとする。

(1) 第1回（概算払時期 8月）

補助対象経費のうち4月から7月に公庫に実際に支払われた利子額

(2) 第2回（概算払時期 12月）

補助対象経費のうち8月から11月に公庫に実際に支払われた利子額

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに
行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃
止の日から30日を経過する日若しくは交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれ
か早い日とする。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌
年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1
号及び様式第2号によるものとする。

(提出書類の部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産
部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行し、令和2年11月16日から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
鳥インフルエンザの影響を受けたことにより、公庫から借り受けた「農林漁業セーフティネット資金」の約定利息を支払う事業	鳥取県内に養鶏場を有する養鶏事業者	<p>償還予定表（公庫の定める償還予定表を指す。公庫が変更を行ったときは変更後の償還予定表）で定める約定利息。</p> <p>ただし、以下の①から④の全てを満たすものに限る。</p> <p>なお、遅延損害金は補助対象外とする。</p> <p>①令和2年度又は令和3年度に公庫が融資決定を行った融資の約定利息であること。</p> <p>②償還予定表で定める貸付金残高のうち、融資実行日から10年後の応当日の前日までのものに対する約定利息であること。</p> <p>③償還予定表における払込期日が、本補助金の交付申請年度（4月から3月）と同一の年度内にある約定利息であること。</p> <p>④公庫への実際の支払いを、本補助金の交付申請年度（4月から3月）の末日までに終えた約定利息であること。</p>	10分の10	本補助金の増額を伴う変更

様式第1号(第4条、第8条関係)

鳥取県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金交付事業計画書(実績報告書)

資金名	借受者 氏名	期首融資残高 (延滞額を除く) (a)	約定 償還	年月日	繰上 償還	年月日	期末融資残高(延 滞額を除く) (a-b-c) (d)	貸付期間 (期首 ~ 期末)	貸付 日数 (e)	積数 (a×e) (f)	融資平均残高 (f)÷365 (g)	利率 (年%) (h)	利子額 (g×h)/100 (i)	実際に支払った利 子額のうち、本年 度3月末日までに 支払われたもの (j)	県補助 金額 (j×10/10)	
			金額	金額	金額	金額										
農林漁業 セーフティ ネット資金		円		円		円	円	~	日				円	円	円	
		円		円		円	円	~	日				円	円	円	
		円		円		円	円	円	~	日			円	円	円	
		円		円		円	円	円	~	日			円	円	円	
		円		円		円	円	円	~	日			円	円	円	
		円		円		円	円	円	~	日			円	円	円	
		円		円		円	円	円	~	日			円	円	円	
		円		円		円	円	円	~	日				円	円	円
		円		円		円	円	円	~	日				円	円	円
		円		円		円	円	円	~	日				円	円	円
		円		円		円	円	円	~	日				円	円	円
		円		円		円	円	円	~	日				円	円	円
		円		円		円	円	円	~	日				円	円	円
合計													円	円	円	

添付書類

- 株式会社日本政策金融公庫へ提出した「経営安定計画書」(最初の交付申請時のみ添付)
- 利子及び元金償還金の支払計画を示した、株式会社日本政策金融公庫が発行した資料(償還予定表)
- 利子及び元金償還金の支払状況を示した、株式会社日本政策金融公庫が発行した資料(当該年度の4月~3月分)(実績報告時のみ添付)

様式第2号(第4条、第8条関係)

鳥取県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金交付事業収支予算書(決算書)

(1) 収入の部

区分		本年度予算額 及び決算額	前年度予算額 及び決算額	対比増減		備考
				増	減	
県補助金	予算額	円	円	円	円	
	決算額	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区分		本年度予算額 及び決算額	前年度予算額 及び決算額	対比増減		備考
				増	減	
利子額	予算額	円	円	円	円	
	決算額	円	円	円	円	

第 年 月 日 号

様

鳥取県知事（氏名）



〇〇年度鳥取県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金交付事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金交付要綱（令和3年2月25日付第202000250355号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第4条関係）

同意書

株式会社日本政策金融公庫 鳥取支店 御中
（取扱店 御中）

私は、株式会社日本政策金融公庫から借り入れる農林漁業セーフティネット資金に関して、「鳥取県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金」を受けるにあたり、下記の事項に同意します。

記

- 1 貴公庫及び取扱店が保有する私の情報について、前述の鳥取県の助成手続のため貴公庫又は取扱店が鳥取県に提供すること
【提供する情報の内容】
 - ・元利金の償還予定（償還条件を変更した場合、変更後の償還予定を含む。）
 - ・元利金の支払実績
- 2 鳥取県を経由して本書を貴公庫に提出（取扱店が存在する場合は公庫から取扱店に提供）すること及び本書の写しを鳥取県が保有すること

令和 年 月 日

申出者 住 所

氏 名

印

*法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名

*記名押印又は自署